

デジタルサイネージシステム構築及び運用保守業務委託仕様書

本仕様書は、公益社団法人奈良市観光協会（以下「発注者」という。）が発注するデジタルサイネージシステム構築及び運用保守業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1. 業務名

デジタルサイネージシステム構築及び運用保守業務

2. 業務の目的

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」においては、安全・安心のニーズの高まりやデジタルプロモーションの重要性が高まる等、ウィズ・コロナ、アフター・コロナにおける観光のあり方、観光客の志向や求められるプロモーション手法に変化が現れることが予想される。

本事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、観光案内所においてデジタルサイネージを活用し、非対面・非接触で観光情報を提供するとともに、市内の店舗情報や観光地の混雑状況、緊急時の災害情報など、デジタルサイネージを通じて提供することを目的とする。

3. 履行期間（予定）

契約締結日から令和3年2月28日まで

4. 委託上限金額（予定）

10,000,000円（税込）

5. 業務内容

（1）デジタルサイネージ等の整備に必要な機器の導入

①機器の設置に関する要件

サイネージの設置箇所は以下の3施設とする。ただし、詳細な設置場所については現地調査及び発注者と協議の上、決定することとする。工法決定や積算にかかる事前調査は受注者の責任において行うこと。設置にあたっては、通行人の安全を確保する十分な措置をとること。なお、設置場所において、新たな電源配線工事等が必要な場合、その費用は受注者の負担とする。作業を行うときは、カラーコーン、カラーバー等で作業帯を明示するとともに安全通路を確保すること。

サイネージについては発注者と調整を行い、周辺機器も含めて観光案内所という空間に相応しい意匠となる取付けプランを提案したうえで設置を行い、費用は本業務委託に

含むこと。

- ・奈良市総合観光案内所（奈良市三条本町 1082 番地）
- ・奈良市観光センター（奈良市上三条町 23-4）
- ・近鉄奈良駅総合観光案内所（奈良市東向中町 28 近鉄ビル 1 階）

②設置場所と機器構成

次の仕様を満たす機器を納入するものとするが、発注者が想定する用途、設置場所等を考慮して、より良い機能・サイズ等の提案がある場合は、発注者と協議できるものとする。

(ア) タッチパネル式ディスプレイ（屋内型）

台数	1 台
設置場所	奈良市総合観光案内所
画面サイズ	50 インチ以上
向き	横置き
解像度	FHD（1920×1080）以上
輝度	350cd/m ² 以上
その他	<ul style="list-style-type: none">・タッチパネル機能は、静電容量方式・最大 10 点マルチタッチを有すること。・専用の放映端末を備えていること。・HDMI 入力端子 1 系統を有すること。・スピーカーを内蔵すること。・設置場所の景観を考慮したディスプレイスタンドを用意して施工すること。

(イ) 非タッチパネル式ディスプレイ（屋内型）

台数	1 台
設置場所	近鉄奈良駅総合観光案内所
画面サイズ	30 インチ以上
向き	横置き
解像度	FHD（1920×1080）以上
輝度	350cd/m ² 以上
その他	<ul style="list-style-type: none">・専用の放映端末を備えていること。・HDMI 入力端子 1 系統を有すること。・スピーカーを内蔵すること。・壁掛け等で施工すること。・利用者の操作は想定せず、コンテンツの配信のみを予定している。

(ウ) タッチパネル式ディスプレイ（屋内型）

台数	各 1 台
設置場所	奈良市観光センター・近鉄奈良駅総合観光案内所
画面サイズ	23 インチ以上
向き	横置き
解像度	FHD（1920×1080）以上
輝度	250cd/m ² 以上
その他	<ul style="list-style-type: none">・タッチパネル機能は、静電容量方式・最大 10 点マルチタッチを有すること。・専用の放映端末を備えていること。・HDMI 入力端子 1 系統を有すること。・スピーカーを内蔵すること。・カウンター上に設置すること。

(エ) タブレット端末

台数	4 台
設置場所	奈良市総合観光案内所
画面サイズ	10 インチ程度
解像度	FHD（1920×1080）以上
その他	<ul style="list-style-type: none">・横・縦向きで設置ができること。・スピーカーを内蔵すること。・盗難防止処置を施すこと。

③システム構成

- ・デジタルサイネージは、インターネットに接続し、外部のクラウドサーバー（コンテンツ管理サーバー）経由で、情報ソースにアクセスすること。
- ・システムの構成は、利用現場での運用を十分考慮し、必要な環境設定を適切に行うこと。
- ・システム設計及びインストール作業については必ず受注者内において行うこと。
- ・システムの設計に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- ・配信作業に利用する周辺機器等のネットワークインフラについても併せて設計し、敷設作業等が必要な場合は本業務にて実施する。
- ・本仕様書に明記の無いハードウェア・ソフトウェアであっても、本システムを円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。

(2) デジタルサイネージの表示コンテンツ

①コンテンツの基本要件

- ・別紙「画面遷移」資料の通り、奈良市観光協会の指定する WEB サイト及び外部サービスと連携し、デジタルサイネージ表示用 WEB ページを作成すること。
- ・コンテンツ管理画面より、上記表示用 WEB ページ生成し、URL 指定してデジタルサイネージ管理アプリケーションへ登録して表示すること。
- ・タッチパネル式ディスプレイの場合、初期画面ではPR動画を流し、人感センサーやパネルにタッチすることにより、トップページに遷移すること。
- ・初期画面に表示させる動画は、コンテンツ管理アプリケーション上でのアップロードと登録ができること。
- ・「操作画面 (=トップページ)」は、日・英・中 (簡体字/繁体字)・韓の4言語に対応すること。
- ・本市のインバウンド観光の実情を踏まえ、その他の言語についても提案を可能とする。なお、可能な限りネイティブによるチェックがされていることが望ましい。チェック体制について、提案内容に含めること。
- ・「協会保有動画紹介ページ」は、表示させる YouTube 動画を URL で登録できること。
- ・「観光協会の Topics 表示ページ」は、WEB サイトの更新にあわせ、デジタルサイネージも自動的に更新されること。
- ・デジタルサイネージ管理者の判断により有事・緊急時と判断した場合、管理者の操作により「操作画面 (=トップページ)」を「気象情報画面」に切り替えることができること。
- ・不適切なサイトへのアクセスや、無制限なネットサーフィン等を防止するため、コンテンツフィルタやアクセス可能ページに係る制限の設定を行うこと。設定レベル等については、別途、発注者と協議を行うこととする。
- ・コンテンツ作成にあたって、デザイン・レイアウト・必要な素材等について発注者と打ち合わせを行うこと。なお、広告枠を設け広告料収入等でシステムの運用経費を賄うことは想定していない。

②システムの基本要件

- ・デジタルサイネージ管理アプリケーションとコンテンツ管理アプリケーションをクラウドサービスで提供すること。
- ・デジタルサイネージ管理アプリケーションは標準で装備し、コンテンツ管理アプリケーションは下記に示す要件を満たす機能で制作し提供すること。

③デジタルサイネージ管理アプリケーションの基本要件

(ア) ユーザ管理機能

- ・デジタルサイネージ運用は複数人で行うことができること。複数のユーザが登録でき、

それぞれが個別にシステムにログインし操作することができること。

- ・セキュリティ上の観点から、ログイン認証には ID・パスワードを入力することでを行い、パスワードは定期的に変更を行うことを必須とし、所定の日数変更がない場合には、変更を促す制御が行われること。
- ・全権限があるメインユーザは、権限制限のあるサブユーザを作成できること。この機能により、運用者別に管理できる端末を制限できることまたサブユーザは、他サブユーザが作成したプレイリスト・タイムテーブル・スケジュール等の編集・削除操作が制限されること。

(イ) 放映端末管理機能

- ・将来的な拡張性を考慮し、管理できる放映端末数に制限がないこと。
- ・放映端末は、全端末もしくは一部の端末のみを一覧として表示でき、稼働状況の確認が行えること。
- ・放映端末ごとに、通信ログ・放映ログ・動作ログ等の閲覧が行えること。
- ・スマートフォンから放映端末の稼働監視が行えること。

(ウ) 放映端末遠隔制御機能

- ・緊急のコンテンツ変更を考慮し特定の放映端末を指定して即時放映内容の変更が可能なこと。
- ・放映内容の確認の為、特定の放映端末を指定して、放映画面のキャプチャー画像の取得指示が行えること。
- ・放映端末の状態改善を目的として、特定の放映端末を指定して放映端末の再起動の指示が行えること。

(エ) 放映端末設定機能

- ・デジタルサイネージ稼働時間の変更を考慮して、放映端末ごとに、放映開始時刻および放映終了時刻を設定できること。
- ・放映端末は有線 LAN 接続、または無線 LAN 接続にてネットワークに接続することができること。

(オ) 配信機能

- ・営業時間外にコンテンツおよび放映スケジュールの更新ができるように、放映端末ごとに設定された時刻に、登録コンテンツの更新が行われるシステムとすること。
- ・配信により、最低 7 日先までの放映に必要な全てのデータを事前に放映端末にダウンロードできること。またこの機能により、放映端末がインターネットに接続できなくなった場合でも、7 日間は放映が可能な状態であること。

(カ) コンテンツ管理機能

- ・HTML5 を登録でき、遅延なく表示できるよう先読み(プリロード)機能を有すること。

④放映端末の要件

- ・小型かつ軽量設計で、24時間稼働が行えること。
- ・尚、タブレット式ディスプレイは放映端末を必要とせず、内蔵する OS 上でアプリケーションにより稼働できること。
- ・ただし、デジタルサイネージ管理アプリケーションは大型タッチパネルディスプレイと統一すること。

6. 研修等の実施

- (1) 導入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに職員に対し、操作研修を実施すること。
- (2) 機器の使用方法等に関し、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話又はメール等により助言を行うこと。
- (3) 導入後、機器及びシステムの使用方法・不具合等についての問合せ先として、24時間365日稼働するコールセンターを用意すること。
- (4) デジタルサイネージ管理アプリケーション・コンテンツ管理アプリケーションに関しては、納入時に取扱説明書を提出すること。

7. 企画提案を求める項目（提案範囲）

以下の各項目について提案すること。

- (1) 提案者の本業務における優位性、アピールポイント（同等の業務内容における実績等）
- (2) 業務実施体制及び維持管理体制
 - ①業務実施期間内に業務範囲で定めるすべての機器の設置工事及び運用の開始を行える体制であること。
 - ②次年度以降もデジタルサイネージを運用できる保守体制を提示すること。
- (3) 円滑な業務遂行が可能なスケジュールを提案すること。
- (4) 業務範囲と業務内容について
「5. 業務内容」及び「6. 研修等の実施」に記載している各項目を実現するための実施方法、具体的かつ効果的な対応方法、留意すべき視点などを示すこと。
- (5) 今年度及び次年度以降のランニングコスト
- (6) 独自提案
本業務の実施に関して有益と考える内容があれば提案すること。

8. 業務完了後の提出書類

- (1) 事業完了届
- (2) 請求書
- (3) 費用明細
- (4) 業務完了報告書

(5) その他発注者が必要と認める書類

9. その他留意事項

- (1) 本業務の受注者は、業務を実施するに当たり、発注者と十分な調整を行うこと。
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定する。

画面遷移図案

